

## **株式移転に係る事後開示書類**

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号  
並びに会社法施行規則第 210 条に基づく開示事項)

2025 年 12 月 1 日

株式会社 QPS ホールディングス

株式会社 QPS 研究所

2025年12月1日

## 株式移転に係る事後開示書類

福岡市中央区天神一丁目15番35号  
株式会社QPSホールディングス  
代表取締役社長CEO 大西俊輔

福岡市中央区天神一丁目15番35号  
株式会社QPS研究所  
代表取締役社長CEO 大西俊輔

株式会社QPS研究所（以下「QPS研究所」といいます。）は、2025年8月26日開催の第20回定期株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2025年12月1日を株式移転設立完全親会社の成立の日として、QPS研究所を株式移転完全子会社、株式会社QPSホールディングス（以下「QPSホールディングス」といいます。）を株式移転設立完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に関して、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本株式移転が効力を生じた日（会社法施行規則第210条第1号）

2025年12月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第210条第2号）

会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止請求をした株主は存在しませんでした。

3. 本株式移転における会社法第 806 条、第 808 条及び第 810 条の規定による手続の経過  
(会社法施行規則第 210 条第 3 号)

(1) 会社法第 806 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

QPS 研究所は、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 27 日付で、本株式移転をする旨並びに QPS ホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告しましたが、同条第 1 項の規定に基づく株式の買取請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第 808 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

QPS 研究所は、会社法第 808 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2025 年 8 月 27 日付で、本株式移転をする旨並びに QPS ホールディングスの商号及び住所を電子公告により公告しましたが、同条第 1 項の規定に基づく新株予約権の買取請求を行った新株予約権者は存在しませんでした。

(3) 会社法第 810 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数  
(会社法施行規則第 210 条第 4 号)

本株式移転により QPS ホールディングスに移転した QPS 研究所の株式は、普通株式 48,215,000 株です。

5. その他本株式移転に関する重要な事項（会社法施行規則第 210 条第 5 号）

(1) QPS ホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における QPS 研究所の株主に対し、その保有する QPS 研究所の普通株式 1 株につき QPS ホールディングスの普通株式 1 株の割合をもって割当交付いたしました。

(2) QPS ホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における下表第 1 欄①乃至⑥に掲げる QPS 研究所が発行していた各新株予約権の新株予約権者に対して、その保有する同表第 1 欄①乃至⑥に掲げる新株予約権 1 個につき、それぞれ同表第 2 欄①乃至⑥に掲げる新株予約権 1 個を割当交付いたしました。

	第 1 欄	第 2 欄
	名称	名称
①	株式会社 QPS 研究所 第 1 回新株予約権	株式会社 QPS ホールディングス 第 1 回新株予約権
②	株式会社 QPS 研究所 第 2 回新株予約権	株式会社 QPS ホールディングス 第 2 回新株予約権
③	株式会社 QPS 研究所 第 4 回新株予約権	株式会社 QPS ホールディングス 第 3 回新株予約権
④	株式会社 QPS 研究所 第 5 回新株予約権	株式会社 QPS ホールディングス 第 4 回新株予約権
⑤	株式会社 QPS 研究所 第 6 回新株予約権	株式会社 QPS ホールディングス 第 5 回新株予約権
⑥	株式会社 QPS 研究所 第 7 回新株予約権	株式会社 QPS ホールディングス 第 6 回新株予約権

(3) QPS ホールディングス設立時の資本金及び準備金に関する事項は、以下のとおりです。

- ① 資本金の額 100,000,000 円
- ② 資本準備金の額 25,000,000 円
- ③ 利益準備金の額 0 円

(4) QPS 研究所の普通株式は、2025 年 11 月 27 日をもって、東京証券取引所グロース市場において上場廃止となり、QPS ホールディングスの普通株式は、2025 年 12 月 1 日をもって東京証券取引所グロース市場において新規上場いたしました。

以上